

高知大学農林海洋科学部バス使用内規

〔 令和5年3月17日
規 則 第 96 号 〕

(内規の趣旨)

第1条 高知大学農林海洋科学部バス（以下「バス」という。）の使用については、当分の間、この内規の定めるところによる。

(使用の範囲)

第2条 バスは、次の場合に使用することができる。

- (1) 農林海洋科学部学生の実験・実習
- (2) 大学が行う行事
- (3) 農林海洋科学部長が特に必要と認めた場合

(使用上の管理)

第3条 バスの使用に関することは、総務部物部総務課において行う。

(使用の手続)

第4条 バスを使用するときは、あらかじめ使用願（別に定める。）を総務部物部総務課へ提出し、農林海洋科学部長の許可を受けなければならない。

(運転手)

第5条 バスは、指定された者（別に定める。）が運転する。

(経費)

第6条 バスの使用により必要とする消耗品その他の経費は、使用する学科又はコース（部局）の負担とする。

2 使用中に生じた損傷は、使用した学科又はコース（部局）において負担するものとする。

附 則

この内規は、令和5年4月1日から施行する。